

議案第45号

債権の放棄について（建設局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市浪速区浪速東2丁目10番11-103号
日東植栽株式会社
- 2 債 権 の 内 容 業務委託及び工事請負に係る契約に基づく入札妨害に係る損害賠償請求権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる業務委託及び工事請負に係る契約ごとに、
当該各号に掲げる損害賠償金の額の合計金4,366,950円
 - (1) 天王寺動植物公園管内街路樹維持管理業務委託契約 金3,202,500円
 - (2) 浪速第10住宅2号館植栽工事請負契約 金383,250円
 - (3) 天王寺動植物公園管内街路樹補植工事請負契約 金189,000円
 - (4) 浪速公園植栽工事請負契約 金592,200円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者の営業実態がないことから、当該債務を弁済することが
できる見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が
経過しているため

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

債務者に対する業務委託及び工事請負に係る契約に基づく入札妨害に係る損害賠償請求権を放棄するため、この案を提出する次第である。